

1 その他の事前質問等

	意見、質問等	回答
	<p>市職員（市立病院職員を含む。）の定期健康診断費用について質問します。</p> <p>金額、人数、実施方法、人間ドック受診との関係などを教えてください。</p>	<p>職員の定期健康診断の委託に係る費用は、令和元年度の実績で約700万円です。</p> <p>受診者は、市民病院職員を含めて3,027人です。</p> <p>実施方法は、市役所周辺の公共施設を健診会場として確保し、健診実施機関の職員に来ていただく、いわゆる巡回健診方式で実施しています。</p>
	<p>市職員の定期健康診断は委託、直営どちらで実施していますか。</p> <p>また、契約方法は随意契約でしょうか。</p>	<p>職員の定期健康診断は委託により実施しています。概ね5年に1回入札を行い、健診を委託する事業者を決定しています。</p>
1	<p>正規職員・任期付き職員・臨時職員は市の負担で実施し、派遣・委託職員は会社負担だと思いますが、派遣・委託職員が市職員と同会場を受診し、その費用を会社で負担していることもありますか。</p>	<p>定期健康診断は、正規職員、任期付職員は全員、会計年度任用職員については勤務時間が週20時間以上の職員を対象として、市の負担で実施しています。</p> <p>また、派遣や委託の職員については、各事業者が独自に実施し、市職員と同じ会場で行うことはありません。</p>
	<p>市民病院で働く職員の定期健康診断は、市民病院で直営で実施していますか。</p> <p>また、院内で働く正規職員・任期付き職員・臨時職員は本庁職員と同様（同会場）の受診でしょうか。院内で働く派遣・委託職員の健康診断についても、本庁職員と同様（同会場）の受診でしょうか。</p>	<p>市民病院職員の定期健康診断は、直営で行っています。</p> <p>そのため、病院職員の健康診断は、本庁職員とは別に院内で実施しています。</p> <p>また、院内の派遣や委託職員については、各事業者が独自に実施しています。</p>
	<p>個人負担で人間ドックを受けている職員が相当数いられると思います。</p> <p>この人たちも定期健康診断の受診対象だと思いますが、取扱いはどのようにしていますか。</p>	<p>労働安全衛生法第66条第5項の規定に基づき、人間ドックを受けた職員は、定期健康診断の対象から除外し、人間ドックの結果報告書の写しを提出してもらっています。</p>